

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年2月29日（平成28年（行個）諮問第35号）

答申日：平成28年6月8日（平成28年度（行個）答申第28号）

事件名：本人が被疑者等であった特定事件における取調べ状況報告書等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月3日付け熊本地検企第115号により熊本地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，当該請求における「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」に記録された保有個人情報の全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁が不開示とした理由が，訴訟に関する書類に該当するということであるが，そのようなものには全く該当しておらず，私の公判は○年以上前に終了して刑が確定している。又，取調べ状況報告書及び余罪関係報告書に記載されている私の事件の情報が知りたいのではなく，○県警察官らが私を侮辱したり名誉毀損するために嘘と偽りばかりを書いているので，その内容を正確に知りたいだけである。

又，私は，平成○年当時に○署の取調室において前記の○刑事（担当）から○署の（当時，平成○年）○刑事らが作成している当該請求書類の報告書を見せられており，その内容があまりにも虚偽ばかりでひどいものであり，私の家族及び親戚のことまで侮辱して記載してあり，その当該書類を読んだ（当時）○署の○刑事と○と○らは私が見ず知らずの女性や家族を○したただの○したただの親戚に○の○がいるのだと（当時，平成○年）同じブタ箱に入っていた○やシャブ中の○という者らに言いふらしたりさ

れたので、この者らが私を苛めて脅迫や強要してきたので、私は仕方無く正当防衛で、この者らを含めて5名程をシバキまわしている。

尚、この時は、ブタ箱系の警察官らが悪いのは全て相手方だからということで、私にはなんの処分も無しで終わっている。又、これだけではなく他にもいろいろと記載されており、取調べ中にその全てを尋問してきて悉く侮辱してきており、私が被告事件を否認しているのが気に食わないと言っては、この報告書の虚偽内容を述べて侮辱してきたり、暴行してきたりしており、非常に悪質且つ執拗であった。このような犯行を今後止めさせるためにも、そして私の人権擁護のためにも大至急で当該請求における「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」に記載された保有個人情報全ての開示（黒塗りナシ）を求めるというものである。尚、訴訟書類に該当すると言い張るのであれば、私を侮辱してある部分の書類のみでも可有ります。（早急でたのみます）

（2）意見書

諮問庁が申し述べている言い訳は、刑事事件の内容に関することであるが、違うだろ、私が最初に熊本地方検察庁に請求した時の理由は、これらの書類に私及び私の身内らの内容及び犯したこともない刑事事件の犯行（被告事件とはなんの関係もない）が記載してあるから、それらの部分だけでいいから開示してくださいと申し上げていたのである。

又、訴訟に関する書類に該当する記録の部分は、諮問庁の常套手段である一部黒塗りで開示すればいいだけのことである。更に、平成〇年〇月から平成〇年〇月までに、（当時）〇署のマル暴刑事であった「〇判決謄本に記載されている知り合いの〇県警察官」（〇という氏名ではないらしい）現在、私から被告訴人として告訴されている男性警部の氏名が記載されている公文書（保有個人情報ではない書類）1枚の開示にしても犯罪者である〇県警察官の男性警部（氏名不詳）の明らかに著しく正義に反する行為（強盗致傷等）を暴いて、司法の裁きを受けさせるために、どうしても氏名や（平成〇年〇月当時）所属部署が知りたいだけのことである、公文書の内容等は当方は知ったことではないのであるから、なんなら内容は全て黒塗りで良いのである。

又、熊本地検及び最高検に対して、この被害事件を刑事告訴しても、同じ当局側の〇県警察官をかばって全く真摯に取り扱わずに、そのような事実が存在しないやそのような人物が存在しないなどとふざけた言い訳をして、「もみ消し及び隠蔽」ばかりを繰り返すので、開示請求しているものであり、検察の卑怯な極悪行為（国家権力の横暴）に対して、法の保護等を与えるべきではない。

そもそも、熊本の当局側が、きちんと〇年程前にこの被害事件の被告

訴人である男性警部をかばうことなく処分していればなんの問題も無かったのである。警察官が起こした前代未聞の不祥事を故意に見逃すなどということが、いかに汚い権力の横暴であるかを、おろかな諮問庁に理解させるためにも大至急でこのマル暴刑事の氏名等の部分だけでも開示すべきであり、刑訴法に該当する部分だけ黒塗りにすればいいだけのことである。

早い話が諮問庁は、自分達が不利になるので不開示として「もみ消し及び隠蔽」ばかりを行っているだけなのであるから、巨悪を眠らせ続けてもう○年の検察庁の言い訳などもうこれ以上聞く必要も無いのであり、本来なら熊本地検が早急にこの被害事件を解決していなければいけないのであるが、「もみ消し及び隠蔽」ばかりで時効成立まで逃げるつもりなのであるから、正義の遅れは正義の否定なのであり、正義は行われるべしということを諮問庁に教示するためにも、大至急で今回の請求書類を全て情報開示させるべきなのでございます。なお、熊本地検及び最高検察庁が、私の告訴事件に対して、これから真摯に対応して事件を解決するべく公務を行うというのであれば、もう開示請求を行う必要もなくなるので、その場合は不開示でも妥当なのである。

ようするに、○組組員（当時）であった○会（現、○組）の○らと共謀共同の上で強盗致傷等や継続的な上納金（みかじめ料）の要求等を行ってきた○県警察官のマル暴男性警部の犯行を見逃すことなく、きちんと逮捕して処分し正義の鉄槌を下すのであれば、私は被害事件が解決すれば何の文句もないのであるから、やることをやってから不開示とかぬかせということでございます。

なお、もう○年近くもこの○県警察官を訴えている刑事事件で、このマル暴刑事とその手下のシャブ中である密売人の○という男性を熊本地方検察庁は「ほったらかし」にしたまま時効成立を狙っておりますので、もはや犯罪行為であると言わざるを得ない。内閣府におかれましては、最高検察庁の検事総長の巨悪を眠らせるなということを最後に申し上げたい次第でございます。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、①「開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名A及びB事件において、特定A警察署の平成A年特定期間A当時に特定係であった特定氏名A（当時特定階級A）及びB（当時特定役職）が作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」に記録された保有個人情報

報」，②「開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名C及びD事件において，特定B警察署特定A課（平成B年当時，特定期間B）の当時の特定氏名C及びD及びE（いずれも当時特定階級B）が作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」に記録された保有個人情報」，③「開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名C事件において，特定県警察本部特定A課の平成B年特定期間B当時の特定氏名F特定階級A（当時）及びG特定階級Bが作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」に記録された保有個人情報」及び④「平成C年A月から平成D年A月までに（当時）特定C警察署特定A課のマル暴担当であった特定氏名H特定階級C（特定氏名G特定階級Bではない）の氏名が記載してある公文書（何でもいいので1枚）の保有個人情報」を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は，上記開示請求の内容である①ないし③の「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」（以下「取調べ状況報告書等」という。）に記録された保有個人情報については，刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に当たり，法第4章の適用を受ける保有個人情報には該当しないとして，また，④については，開示請求の対象が，自己を本人とした法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は，処分庁による原処分に対し，取調べ状況報告書等に記録された保有個人情報は，訴訟に関する書類に該当しておらず，取調べ状況報告書等に記録された保有個人情報の全ての開示を求めるとして，対象となる保有個人情報の開示を求めているところ，諮問庁においては，原処分を維持することが妥当であると認めたので，以下のとおり理由を述べる。

なお，前記開示請求の内容である④については，異議申立ての対象ではないため，説明を省略する。

3 諮問庁の判断及び理由

（1）訴訟に関する書類の意義

刑訴法53条の2第2項は，「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」については，法第4章の規定は適用しない旨を規定しているところ，刑訴法47条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により，「訴訟に関する書類は，公判の開廷前には，これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると，同法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても，訴訟記録に限らず，不起訴記録，不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

また，刑事事件の捜査の過程で作成，取得された文書は，同条1項の「訴

訟に関する書類」に含まれると解されており、同条2項においても、同様に解されるものである。

(2) 「訴訟に関する書類」の該当性について

警察官が作成する取調べ状況報告書等は、犯罪捜査規範においてその作成が義務づけられており、被疑者又は被告人を取調室又はこれに準ずる場所において取り調べたときは、当該取調べを行った日ごとに、速やかに取調べ状況報告書を作成しなければならない。また、逮捕又は勾留により身柄を拘束されている被疑者又は被告人について、当該逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書を作成しなければならないとされている。

そして、取調べ状況報告書等を作成した場合において、被疑者又は被告人がその記載内容を確認したときは、それを証するため取調べ状況報告書等の確認欄に署名押印を求めるものであり、作成後は事件記録に綴られ、刑事手続において開示の対象となり得る(刑訴法316条の15第1項8号)ものである。

本件開示請求は、取調べ状況報告書等を対象とするものであるところ、取調べ状況報告書等は、被疑者又は被告人の取調べを行った場合における取調べを行った日時、場所等を記録した捜査の過程で作成されたもので、作成後は事件記録に綴られ、刑事手続において開示の対象となり得るものであるから、明らかに、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

よって、取調べ状況報告書等に記録されている個人情報、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第4章の規定は適用されないものである。

4 結論

以上のとおり、本件取調べ状況報告書等に記録されている個人情報が、刑訴法53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月17日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 4 に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、文書 1 ないし文書 4 に記録された保有個人情報を特定し、文書 1 ないし文書 3 に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)は、刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、法の第 4 章の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とし、文書 4 に記録された保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第 4 章の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法の第 4 章の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法の第 4 章の規定は適用しない旨を規定しているところ、刑訴法 4 7 条が「訴訟に関する書類」との同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される(先例答申・平成 26 年度(行個)答申第 6 9 号等)。また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、同条 1 項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、同条 2 項においても、同様に解される(先例答申・平成 26 年度(行個)答申第 6 9 号等)。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

ア 諮問庁は以下のように説明する。

(ア) 本件対象保有個人情報が記録された、警察官が作成する取調べ状況報告書等に関しては、犯罪捜査規範において、被疑者又は被告人を取調室又はこれに準ずる場所において取り調べたときは、当該取調べを行った日ごとに、速やかに取調べ状況報告書を作成しなければならないとされており、また、逮捕又は勾留により身柄を拘束されている被疑者又は被告人について、当該逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書を作成しなければならないとされている。

そして、取調べ状況報告書等を作成した場合において、被疑者又

は被告人がその記載内容を確認したときは、それを証するため取調べ状況報告書等の確認欄に署名押印を求めるものであり、作成後は事件記録につづられ、刑事手続において開示の対象となり得る（刑訴法316条の15第1項8号）ものである。

(イ) 本件開示請求は、本件対象保有個人情報記録された取調べ状況報告書等を対象とするものであるところ、取調べ状況報告書等は被疑者又は被告人の取調べを行った場合における取調べを行った日時、場所等を記録した捜査の過程で作成されたものであり、明らかに、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

イ 上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

ウ そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書 1 開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名 A 及び B 事件において、特定 A 警察署の平成 A 年特定期間 A 当時に特定係であった特定氏名 A（当時特定階級 A）及び B（当時特定役職）が作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」
- 文書 2 開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名 C 及び D 事件において、特定 B 警察署特定 A 課（平成 B 年当時，特定期間 B）の当時の特定氏名 C 及び D 及び E（いずれも当時特定階級 B）が作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」
- 文書 3 開示請求者が被疑者又は被告人であった特定罪名 C 事件において，特定県警察本部特定 A 課の平成 B 年特定期間 B 当時の特定氏名 F 特定階級 A（当時）及び G 特定階級 B が作成した「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」
- 文書 4 平成 C 年 A 月から平成 D 年 A 月までに（当時）特定 C 警察署特定 A 課のマル暴担当であった特定氏名 H 特定階級 C（特定氏名 G 特定階級 B ではない）の氏名が記載してある公文書（何でもいいので 1 枚）